

地方公務員の退職管理の適正の確保について

現職職員、退職された元職員のかたは、ご留意願います。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号。）が公布され、地方公共団体における退職管理の確保のため、以下のことについて規定され、平成28年4月1日から施行されました。

1 元職員による働きかけの規制（地方公務員法第38条の2）

(1) 離職後に営利企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）は、離職前5年間在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（以下「働きかけ」という。）が禁止されます。

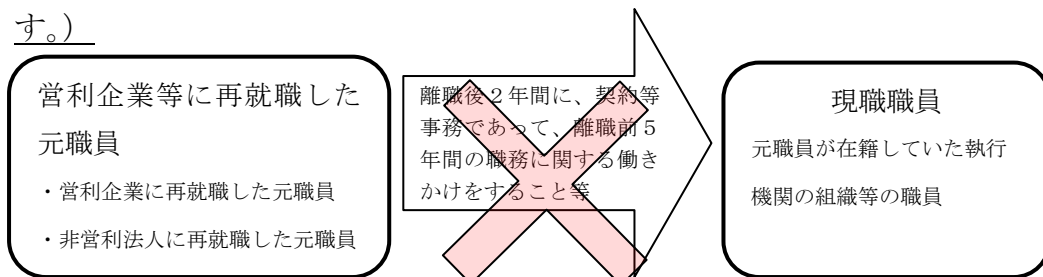
※ 営利企業等とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

※ 地方公共団体の執行機関の組織等とは、再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）です。具体的には、首長部局、教育委員会・学校などのようにグループ分けされます。

※ 契約等事務とは、①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことをいいます。

(2) 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります（P3上段表参照）。

(3) 規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた現職職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。（違反して届出をしなかった場合、懲戒処分の対象になり得ます。）



- ・ 再就職先との契約を、有利にするよう要求、依頼
- ・ 公になっていない情報の処理を提供するよう要求、依頼
- ・ 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ・ 再就職先企業の許可を認めるよう要求、依頼

※ 参考様式

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

公平委員会委員長 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項規定に基づき、下記のとおり届出を
します。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職 等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

公平委員会記入欄

受理番号

在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い

規制の主体	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第1項》	離職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第5項》	期間の定めなし
地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に就いていた再就職者（準ずる職を含む。）注1	離職前5年より前に直近下位の内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第4項》	離職後2年間
国の部課長級相当職に就いていた再就職者	離職前5年より前に国の部課長級相当職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第8項》	離職後2年間ですが、本市では組織の規模が小さいため、規定しません。

例えば、離職前5年より前に、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に就いていた再就職者は、離職前5年間の職務に関する働きかけに加えて、当該内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する働きかけが禁止されます。

※ 「自ら決定した」とは最終決裁権者となった場合をいいます。

※ 「地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長」には、都道府県の部長、政令市の局長などが該当します。

※ 「国の部課長級相当職」には、都道府県、政令市、中核市などの次長、課長などが該当します。

※ 国の部課長級相当職に就いていた再就職者による働きかけの規制は、法の趣旨を踏まえ、地方公共団体が組織の規模その他の事情に応じて、導入することになります（条例で規制）。

注1 本市においては、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職については、部長の職とし、準ずる職として、市立芦別病院事務局長の職、議会事務局長の職、学務課長の職（給食センター所長含む。）、生涯学習課長の職（図書館長含む。）、体育振興課長の職、百年記念館長の職、小学校及び中学校の校長の職がある。

(4) 再就職者による依頼等により公務の公平性の確保に支障が生じないと認められる場合及び承認の手続き

再就職者による依頼等に係る職務上の行為が、価格等の条件設定に裁量の余地がなく一般の利用者と同じ条件で締結するような契約に係る職務に関するものである場合が考えられる。再就職者が同号の承認を得ようとする場合は、次の様式を地方公共団体の長に提出することとなる。

- ・ 委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- ・ 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- ・ 法令に基づく申請・届出を行う場合
- ・ 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- ・ 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- ・ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者から承認を受けた場合

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

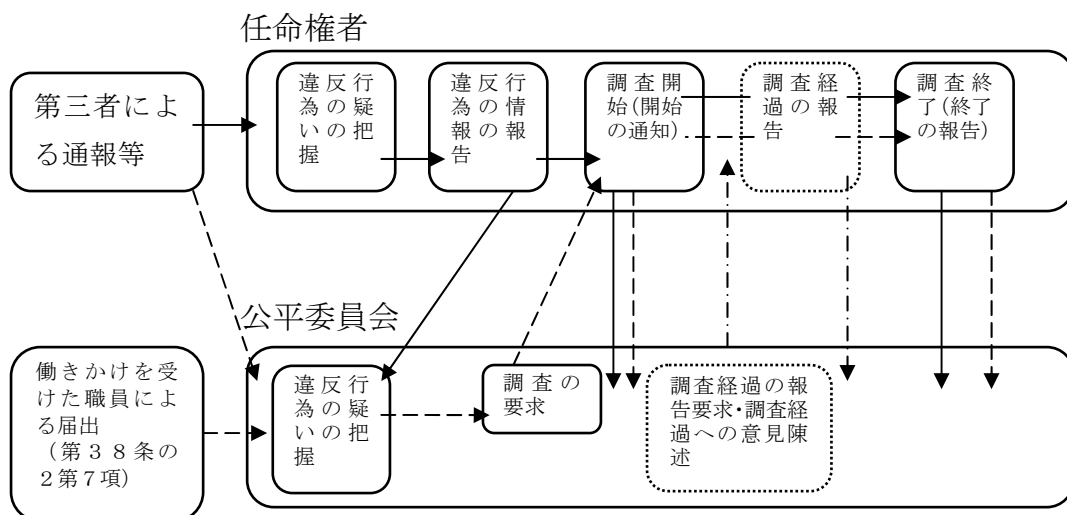
2 働きかけ規制違反に関する監視（第38条の3～第38条の5関係）

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施することになります。その際、公平委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視することになります。

(1) 監視の仕組み

項目	内容
任命権者の報告 (通知) 義務	任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、違反行為に関して調査を開始するとき及び当該調査が終了したときは、人事委員会（公平委員会）に報告（通知）をしなければなりません。《第38条の3並びに第38条の4第1項及び同条第3項》
調査の要求	人事委員会（公平委員会）は、違反行為があると思量するときは、任命権者に対して、調査を行うよう求めることができます。《第38条の5第1項》
調査経過の報告要求・意見陳述	人事委員会（公平委員会）は、任命権者が行う調査の経過について、報告を求め又は意見を述べることができます。《第38条の4第2項》

(2) 規制違反に係る調査の流れ



3 地方公共団体の講ずる措置（第38条の6関係）

地方公共団体は、

- ① 国家公務員法の退職管理の規定の趣旨
- ② 職員の再就職状況

を勘案して、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるものとされています。

本市では、再就職者のうち次の方について、再就職先情報の届出を義務付けしています。

芦別市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）別表に規定している職員のうち、職員係長の職、教頭の職、病院長の職、副院長の職、医局長の職、研究室長の職、主任医長の職、医長の職、副医長の職、薬局長の職、技師長の職、看護部長の職、副看護部長の職及び看護課長の職を除いた職として次のとおりです。

機関	職
議会事務局	事務局長
市長部局	部長 総合施設長 福祉事務所長 課長 所長 館長 主幹 事務長
教育委員会事務局	課長 館長 所長 主幹
選挙管理委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
農業委員会事務局	事務局長
小学校	校長
中学校	校長

※ 届出期間については離職後2年間、届出書については、次のとおりとする。

別記第2号様式（第19条関係）

年 月 日

任命権者 様

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日

電話番号

— —

離職時の職	
離 職 日	年 月 日

再 就 職 の 届 出

職員の退職管理に関する条例第2条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 再就職日	年 月 日
2 再就職先の名称	
3 再就職先の業務内容	
4 再就職先における地位	

※ 離職前5年間の業務において、芦別市と再就職先との間の契約の締結に関与していた場合（関与がない場合は記入不要）

1 契約の内容	
2 関与した年度	
3 関与した当時の所属、 担当業務	
4 関与した内容	
5 再就職の方法	

4 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

元職員による働きかけについて、働きかけの内容が現職職員に対して、職務上不正な行為をすること等を要求・依頼するものである場合は、当該働きかけを行った再就職者を刑事罰の対象とするものです。

	規制違反の内容	制裁措置
元職員による働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合※ (※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料（第64条）
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第60条第4号から第7号まで）
	職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第60条第8号）
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会（公平委員会）へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象（第38条の2第7項違反）
再就職あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役（第63条第1号及び第2号）
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号)